

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）		会 の 開 催	
○ 平成二十六年年度自衛官第二次募集（自衛官候補生）		危機管理課		員会	
○ 特定施設の変更許可申請		環境管理課			
○ 指定居宅介護支援の事業の廃止		長寿社会課			
○ 地域森林計画の変更		林政課			
【公告】					
○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請		県民生活交通課			
○ 所在地不明の建設業者		監理課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課			
○ "		"			
○ "		"			
○ 道路の位置の指定		"			
○ 落札者等の決定		用度課			
○ "		"			
【海区漁業調整委員会】		海区漁業調整委員会		員会	
○ 第五百四回岡山海区漁業調整委員会の開催		内水面漁場管理委員会			
【内水面漁場管理委員会】		内水面漁場管理委員会		員会	
○ 第二百十九回岡山県内水面漁場管理委員		内水面漁場管理委員会			

平成27年1月20日 岡山県公報 第11653号

◎岡山県告示第三十二号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成二十六年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生（男子に限る。）

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成二十七年一月十三日から同年二月二十三日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場、自衛隊岡山地方協力本部又は同本部出張所等

六 採用試験期日

平成二十七年二月十五日

七 試験場

岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定月

平成二十七年三月下旬から同年四月上旬までの間又は同年七月上旬から同年九月下旬までの間

九 県内採用予定者数

陸上・海上・航空要員

若干名

十 その他

詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部若しくは同本部出張所等に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六一二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八一二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六一四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六一二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pc/o/okayama>

◎岡山県告示第三十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 西日本高速道路株式会社

住 所 広島県広島市安佐南区緑井 2-26-1

氏 名 支社長 北村 弘和

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 岡山自動車道 高梁 S A

所在地 高梁市巨瀬町 1165-2

(3) 特定施設に関する事項

区 分		変 更 前		変 更 後	
種 類		72 し尿処理施設		同左	
能 力		108m ³ ／日／基 処理対象人員1,006人		同左 処理対象人員1,006人	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		平成27年6月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		平成27年7月10日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 ゴールデンウィーク, 盆, 年末年始に流入量増加		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0	108	95	108
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左	
	B O D (mg／ℓ)	3	5	10	15
	C O D (mg／ℓ)	10	15	25	30
	S S (mg／ℓ)	5	10	10	20
	油 分 (mg／ℓ)	1	3	同左	
	T－N (mg／ℓ)	30	40	30	35
	T－P (mg／ℓ)	1	2	1	1
	大腸菌群数(個／cm ³)	2,000	2,000	1,000以下	1,000以下

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年1月20日 岡山県公報 第11653号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		し尿処理施設				同左			
種 類		土壌被覆型接触ばっ気方式				土壌被覆型接触ばっ気方式＋3次処理（A T C 間欠ばっ気処理＋凝集沈殿）			
構 造		鉄筋コンクリートR C造				同左			
主 要 寸 法		合併浄化槽土壌被覆型 W10.1m×L26.85m×H4.75m				合併浄化槽土壌被覆型 W10.1m×L26.85m×H4.75m 3次処理装置 W9.7m×L16.05m×H6.25m			
能 力		108m ³ /日				同左			
処 理 の 方 法		土壌被覆型接触ばっ気＋土壌処理装置				土壌被覆型接触ばっ気方式＋3次処理（A T C 間欠ばっ気処理＋凝集沈殿）			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				平成27年6月30日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				平成27年7月10日			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 ゴールデンウィーク，盆，年末年始に流入量増加				同左			
使用時における当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0	108	0	108	95	108	95	108
	p H	6～8	5.8～8.6	6～8	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/ℓ)	310	310	3	5	310	310	10	15
	C O D (mg/ℓ)	160	160	10	15	160	160	25	30
	S S (mg/ℓ)	190	190	5	10	190	190	10	20
	油 分 (mg/ℓ)	10	10	1	3	同左			
	T－N (mg/ℓ)	100	100	30	40	100	100	30	35
	T－P (mg/ℓ)	8	8	1	2	8	8	1	1
	大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	2,000	2,000	無数	無数	1,000以下	1,000以下

平成27年1月20日 岡山県公報 第11653号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No.1排水口				No.3排水口	
区分	変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	0	108	0	0	95	108
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	—	—	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	3	5	—	—	10	15
COD (mg/ℓ)	10	15	—	—	25	30
SS (mg/ℓ)	5	10	—	—	10	20
油分 (mg/ℓ)	1	3	—	—	1	3
T-N (mg/ℓ)	30	40	—	—	30	35
T-P (mg/ℓ)	1	2	—	—	1	1
大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	2,000	—	—	1,000以下	1,000以下

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成27年1月20日から同年2月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び高梁市役所

◎岡山県告示第三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

美湯の里居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町奥津川西二四四―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社C o c o N a g o m i

2 所在地

兵庫県赤穂郡上郡町山野里二一〇〇―一

三 廃止年月日

平成二十七年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四一六

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流、旭川及び吉井川の各森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔二一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十七年一月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人いまここ

三 代表者の氏名

川上 一郎

四 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町二一六四番地一

五 定款に記載された目的

吉備中央町は、おだやかな気候、豊かな自然と伝統文化が息づく町として評価が高まっており、新規就農者や田舎暮らしを志向する転入者が増えている。また、災害の少ない安全な町として転入定住に関する関心が高まっている。その為、転入定住希望者、既転入者に対して、空き家情報をはじめ、就労の場、教育等の生活環境全般の情報を提供し、安心して様々な分野で活躍できるよう総合的な支援を行うことを目的とする。

〔二二〕 次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により、次のとおり公告する。なお、この公告の日から三十日を経過しても当該建設業者からその所在地の申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- | | | |
|---|------------|----------------------|
| 一 | 商号又は名称 | 株式会社 3・3 Design岡山 |
| 二 | 代表者の氏名 | 橋本 光一 |
| 三 | 主たる営業所の所在地 | 岡山市中区西川原七二―二 |
| 四 | 許可番号 | 岡山県知事許可（般―二三）第二二八五六号 |
| 五 | 許可年月日 | 平成二十四年三月三十日 |

〔二三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字下野二六二〇―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二六二一

赤木 寿

赤木 仁美

三 許可番号

岡山県指令建指第一六三号

〔二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見三三五―一、三三五―二、三三五―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

浅口市金光町占見七九八―三

松原 康宏

三 許可番号

岡山県指令建指第二一九号

〔二五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字東角力取山二六二一六、二六二一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市上東一〇四四一〇（さくらハイムA一〇二号）

難波 直樹

三 許可番号

岡山県指令建指第一九五号

〔二六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令美作局 建第六〇〇六号 平成二十七年一月 七日
道 路 の 位 置	美作市北山字前田一五五三番一〇	
道路の幅員 （メートル）	六・〇〇	
道路の延長 （メートル）	三八・七八	

平成27年1月20日 岡山県公報 第11653号

〔二七〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名の名称及び数量

漁業取締船「きび」の機関及び船体修繕 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年十一月十四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社大東工作所

神戸市兵庫区出在家町二丁目六番二号

五 落札金額

二七、三二四、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、〇二四、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年十月三日

平成27年1月20日 岡山県公報 第11653号

〔二八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十七年一月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

庁用自動車リース 十五台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年十二月四日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

五 落札金額

三四、七五六、一二八円（うち消費税額及び地方消費税の額二、五七四、五二八円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年十月二十四日

◎岡山海区漁業調整委員会公示第三号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百四回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年一月二十日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 奥 野 雄 二

一 日時 平成二十七年一月二十九日（木）

午後二時から

二 場所 岡山市南区浦安南町四九四番八号

岡山県漁業協同組合連合会会議室

TEL（〇八六）二六二―四四四三

三 議題

第一号議案 岡山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について

第二号議案 委員会指示について

第三号議案 関係各連合海区漁業調整委員会について

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百十九回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

平成二十七年一月二十日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 戸 田 博

一 日時 平成二十七年一月二十八日（水）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区桑田町一番一三号

メルパルク岡山

TEL（〇八六）二二三―八一〇〇

三 議題

第一号議案 岡山県内水面漁場管理委員会事務規程等の改正について